

証券コード 9252

2023年11月10日

# 株 主 各 位

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号  
アウルタワー3階

株式会社ラストワンマイル

代表取締役社長 渡 辺 誠

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://lomgrp.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年11月27日(月曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### 【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月28日(火曜日)午後2時00分  
(受付開始 午後1時30分)
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番  
サンシャインシティ会議室・コンファレンスルーム5階  
コンファレンスルーム Room 8・Room 9
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第12期(2022年9月1日から2023年8月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期(2022年9月1日から2023年8月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 会計監査人選任の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬による株式報酬制度に係る報酬決定の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。  
各議案に対し賛否(又は棄権)のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使して頂きますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用頂くことによるのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用頂けませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2023年11月27日(月曜日)午後6時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用頂くために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号 0120-652-031(受付時間 9:00~21:00)
2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
電話番号 0120-782-031(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、取締役の職務遂行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督の機能強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。あわせて個別信用購入あっせん業に加えて、包括信用購入あっせん業の登録を予定しているため、事業目的の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～19. (省略)</p> <p>20. <u>個別信用購入あっせん業</u></p> <p>21.～23. (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～19. (現行どおり)</p> <p>20. <u>割賦販売業及び信用購入あっせん業</u></p> <p>21.～23. (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (省略)<br/>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>補欠である監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の<u>満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役の選任)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役の中から社長1名を選定するものとし、必要に応じて取締役の中から会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>3 増員により、又は補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、前任者又は他の在任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期の<u>満了する時までとする。</u></p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の<u>満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役の選任)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から社長1名を選定するものとし、必要に応じて取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                      | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                        | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                  |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会規程)<br/>第27条 (省略)</p> <p>(報酬等)<br/>第28条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第29条 (省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)<br/>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)<br/>第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(取締役会規程)<br/>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第38条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p> | <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="221 169 441 196">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="118 241 370 269">第39条～第40条（省略）</p> <p data-bbox="258 314 404 341">第7章 計算</p> <p data-bbox="118 387 370 414">第41条～第44条（省略）</p> <p data-bbox="176 459 247 486">（新設）</p> <p data-bbox="176 532 247 559">（新設）</p> <p data-bbox="176 568 247 595">（新設）</p> <p data-bbox="176 949 247 976">（新設）</p> | <p data-bbox="684 169 903 196">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="583 241 908 269">第35条～第36条（現行どおり）</p> <p data-bbox="721 314 866 341">第7章 計算</p> <p data-bbox="583 387 908 414">第37条～第40条（現行どおり）</p> <p data-bbox="583 459 633 486">附則</p> <p data-bbox="583 532 656 559">第1条</p> <p data-bbox="628 568 1009 943"> <u>1 当社は、第12回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> </p> <p data-bbox="628 949 1009 1115"> <u>2 第12回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u> </p> |

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じまず。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がフェイス監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することで新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び監査品質管理体制、監査業務の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年10月25日現在)

|                              |                                       |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 名称                           | フェイス監査法人                              |
| 所在地                          | 東京都渋谷区恵比寿南三丁目1番24号<br>恵比寿齊信ビル3階       |
| 沿革                           | 2020年12月 フェイス監査法人設立                   |
| 業務執行社員の氏名                    | 中川 俊介、吉川 嵩悠                           |
| 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況 | 改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録を受けております。 |

## 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、現取締役7名(うち社外取締役2名)は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | わたなべ まこと<br>渡辺 誠<br>(1974年7月28日)   | <p>1995年4月 株式会社竹中土木 入社</p> <p>2010年9月 株式会社コール&amp;システム 設立</p> <p>2015年1月 同社 代表取締役就任</p> <p>2015年2月 株式会社エイトミリオン(現：株式会社スマイル) 代表取締役就任</p> <p>2018年8月 当社 取締役就任</p> <p>2021年6月 株式会社早稲田向陽台学習センター 代表取締役就任(現任)</p> <p>2021年10月 株式会社スマイル 代表取締役就任(現任)</p> <p>2022年7月 PRECOMJAPAN PTE. LTD. Director(現任)</p> <p>2022年11月 当社 代表取締役就任(現任)</p> <p>2023年8月 株式会社プレコムマネージメント 代表取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社早稲田向陽台学習センター 代表取締役</p> <p>株式会社スマイル 代表取締役</p> <p>PRECOMJAPAN PTE. LTD. Director</p> <p>株式会社プレコムマネージメント 代表取締役</p> | 205,745株       |
| 2     | まつなが こういち<br>松永 光市<br>(1971年5月23日) | <p>1994年11月 株式会社光通信 入社</p> <p>2004年4月 株式会社フリード(現：株式会社フォーバル・リアルストレート) 取締役業務本部長就任</p> <p>2012年3月 プレミアムウォーター株式会社 入社</p> <p>2017年6月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 執行役員就任</p> <p>2019年6月 プレミアムウォーター株式会社 取締役副社長就任(現任)</p> <p>2021年10月 株式会社ライフセレクト 代表取締役社長就任(現任)</p> <p>2022年6月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役就任(現任)</p> <p>2023年9月 当社 執行役員就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>プレミアムウォーター株式会社 取締役副社長</p> <p>株式会社ライフセレクト 代表取締役社長</p> <p>株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役</p>                                                                      | 0株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | いしかわ こうへい<br>市川 康平<br>(1987年3月24日) | 2008年10月 株式会社シティクリエイションホールディングス 入社<br>2016年11月 当社 入社 管理本部長就任<br>2016年12月 当社 取締役就任<br>2019年3月 当社 取締役就任(現任)<br>当社 財務経理部長就任(現任)<br>2022年8月 合同会社ケアライフ 代表社員(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>合同会社ケアライフ 代表社員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 35,000株        |
| 4     | しみず としあき<br>清水 利昭<br>(1971年12月3日)  | 1999年11月 株式会社日本オプティカル 入社<br>2009年12月 株式会社慶友ホスピタリティ・マネジメント入社<br>2014年9月 株式会社エフエルシー 経営管理本部 財務経理部長<br>2018年2月 株式会社グローバルワン 監査役 就任(現任)<br>2019年6月 エフエルシープレミアム株式会社 取締役就任(現任)<br>プレミアムウォーター株式会社 取締役就任(現任)<br>株式会社LUXURY 取締役就任(現任)<br>2020年6月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 上級執行役員 経営管理本部長 兼 CISO就任(現任)<br>2023年9月 株式会社プレミアムビジネスサポート 代表取締役社長就任(現任)<br>2023年10月 当社 執行役員就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社グローバルワン 監査役<br>エフエルシープレミアム株式会社 取締役<br>プレミアムウォーター株式会社 取締役<br>株式会社LUXURY 取締役<br>株式会社プレミアムウォーターホールディングス 上級執行役員 経営管理本部長 兼 CISO<br>株式会社プレミアムビジネスサポート 代表取締役社長 | 0株             |
| 5     | やの たかふみ<br>矢野 貴文<br>(1990年8月19日)   | 2014年9月 株式会社まともメディア(現：マーケットインサイト株式会社) 代表取締役社長就任<br>2017年7月 株式会社RUTILEA 代表取締役就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社RUTILEA 代表取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0株             |

(注)当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | おがわ ともはる<br>小川 具春<br>(1985年2月21日) | 2008年4月 住友不動産販売株式会社 入社<br>2019年10月 小川行政書士事務所 所長(現任)<br>2022年2月 当社 常勤監査役就任(現任)<br>2022年7月 株式会社ブロードバンドコネクション 監査役就任(現任)<br>2023年9月 株式会社キャリア 監査役就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>小川行政書士事務所 所長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0株             |
| 2     | おぎき みつる<br>尾崎 充<br>(1964年9月29日)   | 1997年11月 株式会社アクティベートジャパンコンサルティング 代表取締役就任(現任)<br>2008年6月 アクティベートジャパン税理士法人 代表社員就任(現任)<br>2009年7月 株式会社リプセンス 監査役就任(現任)<br>2016年12月 当社 監査役就任(現任)<br>2017年3月 アクティベートジャパン人事労務研究所 所長就任(現任)<br>2020年1月 アクティベートジャパン行政書士事務所 所長就任(現任)<br>2020年7月 アクティベートジャパン公認会計士共同事務所 統括者就任(現任)<br>2022年7月 株式会社イメージ・マジック 取締役(監査等委員)就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アクティベートジャパンコンサルティング 代表取締役<br>アクティベートジャパン税理士法人 代表社員<br>アクティベートジャパン人事労務研究所 所長<br>アクティベートジャパン行政書士事務所 所長<br>アクティベートジャパン公認会計士共同事務所 統括者<br>株式会社リプセンス 監査役<br>株式会社イメージ・マジック 取締役(監査等委員) | 3,750株         |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | ばばりょうじ<br>馬場 亮治<br>(1978年10月22日) | <p>1997年4月 九州電力株式会社 入社</p> <p>2000年4月 鹿児島県警察本部 入職</p> <p>2007年12月 司法書士法人なのはな法務事務所 入所</p> <p>2009年1月 馬場社労士行政書士事務所(現：社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパン) 所長就任</p> <p>2009年9月 合同会社ランブリッジ(現：株式会社ランブリッジ) 代表社員就任</p> <p>2014年4月 株式会社コール&amp;システム 監査役就任</p> <p>2015年2月 株式会社エイトミリオン(現：株式会社スマイル) 監査役就任</p> <p>2016年7月 株式会社グローバルHRテクノロジー 代表取締役就任(現任)</p> <p>2017年1月 株式会社NATTY SWANKY 監査役就任(現任)</p> <p>2018年8月 当社 取締役就任(現任)</p> <p>2019年2月 Great Shine Enterprises Limited CEO 就任(現任)</p> <p>2019年3月 合同会社優清 代表社員就任(現任)</p> <p>2019年4月 株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役就任(現任)</p> <p>株式会社ADI 代表取締役就任(現任)</p> <p>2020年2月 株式会社ランブリッジ 代表取締役就任(現任)</p> <p>2021年4月 株式会社GHRT 代表取締役就任</p> <p>2021年8月 行政書士法人グローバルコンテンツジャパン 代表社員就任(現任)</p> <p>2022年3月 株式会社rYojbaba 代表取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社グローバルHRテクノロジー 代表取締役</p> <p>株式会社NATTY SWANKY 監査役</p> <p>Great Shine Enterprises Limited CEO</p> <p>合同会社優清 代表社員</p> <p>株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役</p> <p>株式会社ADI 代表取締役</p> <p>株式会社ランブリッジ 代表取締役</p> <p>行政書士法人グローバルコンテンツジャパン 代表社員</p> <p>株式会社rYojbaba 代表取締役</p> | 3,750株     |

- (注) 1. 小川具春氏、尾崎充氏及び馬場亮治氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、小川具春氏、尾崎充氏及び馬場亮治氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 小川具春氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は行政書士としての専門的知見を有しており、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
4. 尾崎充氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士としての専門的知見



を有しており、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

5. 馬場亮治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は警察官、行政書士、社会保険労務士、中国での会社設立、会社経営、監査役といった幅広い業務経験に基づく豊富な見識と実績を有しており、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
6. 馬場亮治氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年2か月であります。
7. 当社は小川具春氏、尾崎充氏及び馬場亮治氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

#### 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2018年2月28日開催の第6回定時株主総会において、年額1億3千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額2億円以内と定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の経営体制、今後の経済情勢の変化等を総合的に勘案のうえ、相当であると判断しております。

現在の取締役は7名であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、5名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内と定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員である取締役の職責、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、3名(うち社外取締役3名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬による株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、本株主総会に上程しております第5号議案が原案どおり承認可決された場合、年額2億円以内となります。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、中長期的な企業価値及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、上記の金銭報酬枠とは別枠で、以下のとおり、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って付与する当社普通株式(以下「譲渡制限付株式」という。)を付与する制度(以下「譲渡制限付株式報酬制度」という。)及び当社があらかじめ定める当社業績等の数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を付与する業績連動型株式報酬制度(以下「パフォーマンスシェア・ユニット制度」という。)を導入することといたし、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権といたします。対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき年額2億円以内、パフォーマンスシェア・ユニット制度に基づき年額2億円以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分(以下「交付」といいます。)を受けるものとし、これにより交付される当社の普通株式の総数は、譲渡制限付株式報酬制度について年5万株以内、パフォーマンスシェア・ユニット制度について年5万株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。)といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

本制度は、以下の「本制度の概要」に記載のとおり上記の目的に沿うよう設計されているため、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本報酬額制度改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、現在の取締役の員数は7名(うち社外取締役2名)ですが、本制度の対象となる取締役は5名となります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

## 【本制度の概要】

### ①譲渡制限付株式報酬制度

本制度は、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

#### 1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### 2. 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、1年が経過する日までの期間(以下「役務提供期間」という。)継続して当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### 3. 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に、法令、当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、対象取締役が役務提供期間満了前に当社の取締役会が正当で認める理由以外の理由による退任をした場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記2.の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 組織再編等における取扱い

上記1.の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、当社は本割当株式を当然に無償で取得することができる。

#### 5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

### ② パフォーマンスシェア・ユニット制度

本業績連動型株式報酬制度は、各対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間(以下「評価期間」という。)中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分(以下「交付」という。)し、かつ、交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度(パフォーマンスシェア・ユニット)です。

対象取締役への当社普通株式の支給は評価期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か、及び当社普通株式交付のための金銭報酬債権の額のいずれも確定しておりません。

#### (1) 金銭報酬債権の額の算定方法

本制度により対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数(以下「最終割当株式数」という。)に業績評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日(以下「割当取締役会決議日」という。)の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、取締役会においてあらかじめ定めた役位ごとの基準株式数に、業績目標等の達成度合いに応じた比率を乗じた数とする。

#### (2) 対象取締役に対する当社株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当て

る。

①対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと

②取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、業績評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合または業績評価期間中に対象取締役が正当な事由により当社の取締役会があらかじめ定める地位から退任した場合(死亡により退任した場合を除く)には、当該対象取締役または退任者に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。また、業績評価期間中に対象取締役が死亡する場合には、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役の承継者となる継続人に対して支給する。

(3)組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、当該時点において権利が確定していないパフォーマンスシェア・ユニットについて、株式等の交付は行わない。

以 上

# 事業報告

( 2022年9月1日から  
2023年8月31日まで )

当社は、前事業年度において、決算期を11月30日から8月31日に変更しております。

これにより、前連結会計年度が2021年12月1日から2022年8月31日までの9か月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響は落ち着きを見せ、社会の新たな段階への移行が進み、経済活動の正常化に向けた持ち直しの動きがみられました。しかしながら、国際的な情勢不安の長期化や、物価上昇、供給面の制約による影響など、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

当社グループは、業種業態にこだわらず、あらゆる商品を世の中にまだない販売の手法を考えて新たな市場(ブルーオーシャン)を構築し、独占的に販売することを営業方針として掲げ、既存事業の強化と新たな成長基盤の確立に取り組んでまいりました。

このような環境下で、当連結会計年度の業績は、売上高9,426,815千円、営業利益198,168千円、経常利益243,161千円、親会社株主に帰属する当期純利益326,678千円となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は28,271千円であり、主なものは、本社オフィスの内部造作等であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使による新株発行により、26,843千円の資金を調達いたしました。

### (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は2022年9月1日付で、当社の完全子会社である株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートを吸収合併し、その権利義務を承継いたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な企業成長を達成するため、以下の課題に取り組んでいます。

### ① ストック型ビジネスの強化

当社グループでは、主として他社サービス取次により得られるフロー型収益と、自社サービス「まるっとシリーズ」や不動産会社向けの駆けつけサービス等の提供により顧客から毎月の利用料を得られるストック型収益の2種類の収益を得ております。フロー型収益はストック型収益と比べると一度に得られる手数料の金額が高額であり利益増加に寄与しますが、手数料を得られるのは一度だけであり安定性が十分ではないという課題があります。一方でストック型収益とは、顧客に対してサービスの提供を行い、顧客が契約している限り継続的に利用収入が得られ、新規顧客が増加することで収益が積み上がっていきます。また、複数のサービスを契約して頂くことにより単価が増加しライフタイムバリューの向上が期待できます。

当社グループが提供している自社サービスは電気・ガス・宅配水・インターネット回線等の生活に関連するインフラサービスであり、他社の経営状況や外的要因により一時的に事業活動が制限される状態となった場合でも影響を受けづらく、ストック型収益が増加することで当社グループの安定的な成長に寄与します。

### ② サービス拡充によるライフタイムバリューの向上

現在、当社グループでは自社サービス、他社サービス問わず取り揃え、電気やガスなどの生活インフラサービスを中心に利便性の高いサービスを提供しております。一人の顧客に対する販売機会から得られる収益を最大化することを課題として認識しており、顧客にとって利便性の高いサービスの取扱を拡充することにより顧客満足度を高めるとともに、ライフタイムバリューの向上に努めてまいります。

### ③ 販売手法の拡充による生産性の向上

販売手法の拡充は顧客数の増加に直結するため、ラストワンマイル事業の発展にとって、ライフタイムバリューの向上とともに重要な要素であります。当社グループは主に自社運営のインサイドセールスやフィールドセールス、Webマーケティング、LINE、SMSを活用した販売活動を展開しており、顧客に合わせた最適なコミュニケーション方法を取り、顧客の利便性向上のみならず、営業生産性も高めております。

#### ④内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、さらなる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

#### ⑤情報管理体制の強化

当社グループは、自社サービスの顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

#### ⑥優秀な人材の確保

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、当社グループの経営理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

### (6) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                         | 第9期<br>2020年11月期 | 第10期<br>2021年11月期 | 第11期<br>2022年8月期 | (当連結会計年<br>度)第12期<br>2023年8月期 |
|---------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                   | 7,220,406        | 8,318,439         | 6,544,460        | 9,426,815                     |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | 19,410           | 159,216           | △54,468          | 326,678                       |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円)            | 7.58             | 62.06             | △20.20           | 121.44                        |
| 総 資 産(千円)                                   | 2,137,024        | 2,786,048         | 3,023,801        | 3,350,010                     |
| 純 資 産(千円)                                   | 808,456          | 1,237,004         | 1,119,911        | 1,475,548                     |

- (注) 1. 2021年11月期より連結計算書類を作成しておりますが、2020年11月期より金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として掲載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 2022年8月期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年12月1日から2022年8月31日までの9か月間となっております。



(7)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金       | 当社の出資比率 | 主要な事業内容    |
|-----------------------|-----------|---------|------------|
| 株式会社ブロードバンド<br>コネクション | 10,000 千円 | 100 %   | ラストワンマイル事業 |

③重要な企業結合の状況

連結注記表の「企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

④特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

⑤その他

該当事項はありません。

(8)主要な事業内容

| 事業         | 主要製品及び事業内容               |
|------------|--------------------------|
| ラストワンマイル事業 | 電気、ガス、宅配水及びインターネット回線等の販売 |

(9)主要な営業所

| 名称    | 所在地    |
|-------|--------|
| 本社    | 東京都豊島区 |
| 福岡営業所 | 福岡県福岡市 |

## (10)従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前期末比増減    | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|--------|--------|
| 199名(109名) | 1名減(54名増) | 32.85歳 | 4.66年  |

(注)従業員数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に外数で記載しております。

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前期末比増減      | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-----------|-------------|--------|--------|
| 182名(48名) | 117名増(45名増) | 32.85歳 | 4.53年  |

(注)1.従業員数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に外数で記載しております。

2.前期末に比べて就業人数が117名増加しております。これは主として、当社が2022年9月1日付で連結子会社である株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートを吸収合併したことによるものであります。

## (11)主要な借入先

| 借入先          | 借入額        |
|--------------|------------|
| 株式会社りそな銀行    | 224,400 千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 171,982    |
| 株式会社みずほ銀行    | 121,600    |
| 株式会社東日本銀行    | 73,328     |
| 株式会社香川銀行     | 47,200     |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,798,418株(自己株式 90,072株を含む)
- (3) 株主数 1,379名
- (4) 大株主

| 株 主 名                  | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|------------------------|-------------|---------|
| 株式会社プレミアムウォーターホールディングス | 1,054,000 株 | 38.91 % |
| 渡 辺 誠                  | 205,745     | 7.59    |
| 多 田 敬 祐                | 136,300     | 5.03    |
| 楽天証券株式会社               | 132,100     | 4.87    |
| 清 水 望                  | 121,200     | 4.47    |
| 株式会社光通信                | 73,400      | 2.71    |
| 丸 谷 和 徳                | 60,000      | 2.21    |
| 100キャピタル1号投資事業有限責任組合   | 52,000      | 1.91    |
| 株式会社ベクトル               | 47,300      | 1.74    |
| 野村證券株式会社               | 37,700      | 1.39    |

(注) 1. 当社は、自己株式を90,072株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2022年11月25日開催の第11回定時株主総会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 30,000株

取得価額の総額 24,660,000円

取得した期間 2022年11月25日

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |                   | 第1回新株予約権                                    | 第2回新株予約権                                    |
|-----------------------------|-------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 2017年6月15日                                  | 2018年6月25日                                  |
| 新株予約権の数                     |                   | 504個                                        | 185個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 50,400株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 18,500株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない                      | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額              |                   | 297円                                        | 297円                                        |
| 新株予約権の行使期間                  |                   | 自 2019年7月1日<br>至 2027年5月31日                 | 自 2020年8月1日<br>至 2028年6月10日                 |
| 新株予約権の行使の条件                 |                   | (注)                                         | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 250個<br>目的となる株式数 25,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 2名 |
|                             | 社外取締役             | 該当事項はありません                                  | 該当事項はありません                                  |
|                             | 監査役               | 該当事項はありません                                  | 該当事項はありません                                  |

|                             |                   | 第5回新株予約権                                  | 第6回新株予約権                                    |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 2019年4月26日                                | 2020年6月1日                                   |
| 新株予約権の数                     |                   | 119個                                      | 505個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 11,900株<br>(新株予約権1個につき100株)          | 普通株式 50,500株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない                    | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額              |                   | 938円                                      | 1,203円                                      |
| 新株予約権の行使期間                  |                   | 自 2021年6月1日<br>至 2029年4月11日               | 自 2022年7月1日<br>至 2030年5月31日                 |
| 新株予約権の行使の条件                 |                   | (注)                                       | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 230個<br>目的となる株式数 23,000株<br>保有者数 2名 |
|                             | 社外取締役             | 該当事項はありません                                | 該当事項はありません                                  |
|                             | 監査役               | 該当事項はありません                                | 該当事項はありません                                  |

- (注) i 新株予約権の割当てを受けたもの(以下「新株予約権者」)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員(以下「取締役等」)の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の都合で取締役等の地位になくなった場合を除くものとする。
- ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- iii 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- iv 新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を権利行使することができる。
- v 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ア. 新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
- イ. 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ウ. 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- エ. 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- オ. 禁固以上の刑に処せられた場合
- カ. 当社又は当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社又は当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                                        |                           |
|----------------------------------------|---------------------------|
| 名称                                     | 第8回新株予約権(有償ストック・オプション)    |
| 付与対象者の区分及び人数                           | 当社代表取締役 1名<br>当社子会社従業員 5名 |
| 発行決議日                                  | 2022年12月16日               |
| 新株予約権の数(個)                             | 1,150                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)                 | 普通株式 115,000              |
| 新株予約権の払込金額(円)                          | 1個当たり 13,500              |
| 新株予約権の行使期間                             | 2023年1月31日から2033年1月30日まで  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 771<br>資本組入額 385.5   |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注1)                      |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権を取得した者(以下、「本新株予約権者という。」)は本新株予約権の割当日から2028年1月31日までの期間において、当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)が、下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場合、付与された本新株予約

権のうち、各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。

時価総額＝時価総額の算出日時点の東京証券取引所グロース市場における当社株式の普通取引の終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数

- (a) 当社の時価総額が100億円を超過した場合： 行使可能割合42%
- (b) 当社の時価総額が200億円を超過した場合： 行使可能割合83%
- (c) 当社の時価総額が300億円を超過した場合： 行使可能割合100%

なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ②本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社(当社及び当社関係会社を総称して、以下「本関係会社」という。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合であって、本新株予約権の権利行使を認めると取締役会が決議した場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥本新株予約権者に適用のある本関係会社の就業規則その他の諸規則等に違反したと当社が判断し、又は、社会や本関係会社のいずれかに対する背信行為があったと当社が判断した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。

|                                        |                                              |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                                     | 第9回新株予約権(第三者割当による新株予約権の発行及び新株予約権にかかる金銭信託の導入) |
| 新株予約権の割当対象者                            | 受託者市川康平(注1)                                  |
| 発行決議日                                  | 2023年6月29日                                   |
| 新株予約権の数(個)                             | 1,400                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)                 | 普通株式 140,000                                 |
| 新株予約権の発行価格(円)                          | 1個当たり 1                                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 3,775                                        |
| 新株予約権の行使期間                             | 2024年12月1日から2033年6月29日まで                     |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 3,775<br>資本組入額 1,887.5                  |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注2)                                         |

(注)1. 本新株予約権は、当社の取締役財務経理部長である市川康平氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了時点の当社又は当社子会社の従業員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。
- ②本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予

約権を行使することができない。但し、以下の(a)、(c)、(i)号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- (a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- (b) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- (c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- (d) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (e) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- (f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- (g) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- (h) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (i) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

③本新株予約権者は、当社決算書上の連結損益計算書における営業利益が以下各号に定める基準を満たす場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数に対して以下各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じた個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (a) 2024年8月期から2028年8月期のいずれかの営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合 5分の2
- (b) 2024年8月期から2028年8月期のいずれかの営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合 5分の4
- (c) 2024年8月期から2028年8月期のいずれかの営業利益が3,000百万円を超過した場合：行使可能割合 5分の5

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等(2023年8月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 渡 辺 誠   | 株式会社早稲田向陽台学習センター 代表取締役<br>株式会社スマイル 代表取締役<br>PRECOMJAPAN PTE. LTD. Director<br>株式会社プレコムマネージメント 代表取締役                                                                                                                             |
| 取 締 役     | 市 川 康 平 | 財務経理部長<br>合同会社ケアラライフ 代表社員                                                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役     | 工 藤 健 二 | 営業本部長                                                                                                                                                                                                                           |
| 取 締 役     | 氣 仙 直 用 | 営業本部担当部長                                                                                                                                                                                                                        |
| 取 締 役     | 久木宮 美 和 | 社長室長                                                                                                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 馬 場 亮 治 | 株式会社グローバルHRテクノロジー 代表取締役<br>株式会社NATTY SWANKY 監査役<br>Great Shine Enterprises Limited CEO<br>合同会社優清 代表社員<br>株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役<br>株式会社ADI 代表取締役<br>株式会社ランブリッジ 代表取締役<br>行政書士法人グローバルコンテンツジャパン 代表社員<br>株式会社rYojbaba 代表取締役 |
| 取 締 役     | 萩 尾 陽 平 | 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 代表取締役社長                                                                                                                                                                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 小 川 具 春 | 小川行政書士事務所 所長                                                                                                                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 尾 崎 充   | 株式会社アクティバートジャパンコンサルティング 代表取締役<br>アクティバートジャパン税理士法人 代表社員<br>株式会社リブセンス 監査役<br>アクティバートジャパン人事労務研究所 所長<br>アクティバートジャパン行政書士事務所 所長<br>アクティバートジャパン公認会計士共同事務所 統括者<br>株式会社イメージ・マジック 取締役(監査等委員)                                              |
| 監 査 役     | 石 上 麟太郎 | 石上法律事務所 所長                                                                                                                                                                                                                      |

- (注) 1. 馬場亮治及び萩尾陽平の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 小川具春、尾崎充及び石上麟太郎の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役尾崎充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針を設けておりませんが、その選任に際しては、会社法に定める社外性の要件及び東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、



同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員(取締役及び監査役)、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間において、当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約にて補填いたします。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員等の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は2019年4月12日に取締役会で決議した役員報酬規程に定めております。

役員等の報酬等の決定方法は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、それぞれの委嘱内容、貢献度、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮し、各取締役の報酬については、取締役会の決議により代表取締役社長に決定を委任し、各監査役の報酬については監査役の協議により決定する方法であります。取締役の報酬は月額報酬(固定報酬)と賞与で構成され、監査役の報酬は月額報酬(固定報酬)で構成されており、業績連動報酬制度は採用しておりません。

常勤役員の月額報酬は、役職毎に定める報酬水準の範囲内(取締役については、従業員給与の最高額の1.4倍～4.0倍の範囲、監査役については、0.6～1.3倍の範囲)としております。また、非常勤役員の月額報酬は、その役員の社会的地位及び貢献度を考慮しております。なお、取締役の賞与は、会社の業績、委嘱内容及び貢献度を考慮しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年2月28日開催の第6回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額を、年額130,000千円以内(同定時株主総会終了後の員数は取締役3名(うち社外取締役0名))、2022年11月25日開催の第11回定時株主総会決議により、監査役報酬限度額を年額30,000千円以内(同定時株主総会終了後の員数は監査役3名(うち社外監査役3名))としております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、各取締役の評価を行うのは、当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長渡辺誠に対して、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|--------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等       |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 74,436<br>(4,200)  | 64,440<br>(4,200)  | —<br>(—) | 9,996<br>(—) | 8<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 14,260<br>(14,260) | 14,260<br>(14,260) | —<br>(—) | —<br>(—)     | 4<br>(4)              |

(注)上記の非金銭報酬等については、新株予約権の公正価値を算定し、当事業年度に費用計上すべき金銭を記載しております。

(6)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は「(1)取締役及び監査役の氏名等(2023年8月31日現在)」のとおりであります。なお、当社と各社外役員の各兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

| 区分  | 氏名     | 活動状況                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 馬場 亮 治 | 当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席いたしました。社会保険労務士及び行政書士としての専門的見地並びに企業経営に関する豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。                                                                                    |
| 取締役 | 萩尾 陽 平 | 社外取締役就任後開催の取締役会には12回中11回出席いたしました。(株)プレミアムウォーターホールディングスの代表取締役として、自社サービスの運営に関する専門的知見に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。                                              |
| 監査役 | 小川 具 春 | 当事業年度開催の取締役会17回すべて及び監査役会17回すべてに出席いたしました。行政書士としての専門的知見に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。また、監査役会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。                 |
| 監査役 | 尾崎 充   | 当事業年度開催の取締役会17回すべて及び監査役会17回すべてに出席いたしました。取締役会においては、公認会計士及び税理士としての専門的知見に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。また、監査役会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 | 石上 麟太郎 | 当事業年度開催の取締役会17回すべて及び監査役会17回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的知見に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。また、監査役会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。                  |

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 氏名     | 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 馬場 亮 治 | 警察官、行政書士、社会保険労務士、中国での会社設立、会社経営、監査役といった幅広い業務経験に基づく豊富な見識と実績を有し、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。 |
| 萩尾 陽 平 | (株)プレミアムウォーターホールディングスの代表取締役として、自社サービスの運営に関する豊富な見識と実績を有し、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。      |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額       |
|---------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 35,740 千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人に関する責任限定契約を締結することのできる旨の規定は、定款上定めておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は当事業年度における会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 取締役及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置付け「リスク・コンプライアンス規程」を定める。
  - b. コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を担当役員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的な取り組みを行う。
  - c. 内部監査室を設置し、社長が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を社長に報告するとともに監査役に報告する。
  - d. 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる内部通報窓口を社内外に設置し運営する。
  - e. 取締役会は、適正な財務報告を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないように実効性のある内部統制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 文書管理規程に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに保存する。
  - (a) 株主総会議事録及び関連資料
  - (b) 取締役会議事録及び関連資料
  - (c) 経営会議議事録及び関連資料
  - (d) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
  - (e) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- b. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」に基づき適正に保存・管理する。
- c. 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
- d. 取締役及び監査役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写又は複写することができる。

- ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- a. リスク管理に関しては「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
  - b. 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
  - c. 取締役及び使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. グループ会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の業務を補助すべき使用人を置くこと及び置く場合の員数については、監査役と取締役会の協議の上で決定する。
  - b. 前項の使用人が監査役の職務を補助する際には、取締役の指示命令を受けないものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う
  - b. 社長室長、財務経理部長等は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に対する報告を行う。
  - c. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要な会議に出席する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査室から定期的に監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- b. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは関係を持たないことをコンプライアンス方針として定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- b. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、社長室を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。
- c. 事業に関わる契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
- d. 事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法事等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面にて交わす。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、管理職者の面談や経営会議などの社内の重要な会議への出席を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証しております。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### (4) 剰余金の配当の決定に関する方針

当社グループは、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、さらなる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社グループを取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は取締役会であります。

~~~~~  
(注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 貸 借 対 照 表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,740,373</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,446,678</b>
現金及び預金	1,294,656	短期借入金	55,000
売掛金	1,315,814	1年内返済予定の長期借入金	274,747
商品	11,304	未払金	701,690
貯蔵品	3,397	未払費用	188,724
その他	155,888	未払法人税等	12,055
貸倒引当金	△40,688	未払消費税等	21,440
<b>固定資産</b>	<b>609,637</b>	返金負債	154,406
<b>有形固定資産</b>	<b>76,318</b>	その他	38,612
建物附属設備	80,473	<b>固定負債</b>	<b>427,783</b>
その他	53,278	長期借入金	403,683
減価償却累計額	△57,434	資産除去債務	24,100
<b>無形固定資産</b>	<b>111,355</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,874,461</b>
のれん	14,101	<b>(純資産の部)</b>	
顧客関連資産	91,976	<b>株主資本</b>	<b>1,448,527</b>
その他	5,277	資本金	354,015
<b>投資その他の資産</b>	<b>421,964</b>	資本剰余金	328,798
投資有価証券	63,846	利益剰余金	857,061
敷金及び保証金	65,486	自己株式	△91,349
長期貸付金	160,526	<b>新株予約権</b>	<b>27,021</b>
繰延税金資産	127,739		
その他	6,517	<b>純資産合計</b>	<b>1,475,548</b>
貸倒引当金	△2,151		
<b>資産合計</b>	<b>3,350,010</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,350,010</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2022年9月1日から  
2023年8月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,426,815
売 上 原 価		3,463,964
売 上 総 利 益		5,962,851
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,764,683
営 業 利 益		198,168
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	579	
償 却 債 権 取 立 益	29,788	
保 険 解 約 返 戻 金	13,891	
そ の 他	7,864	52,124
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,130	7,130
経 常 利 益		243,161
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	50	50
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,724	3,724
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		239,488
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,577	
法 人 税 等 調 整 額	△100,767	△87,190
当 期 純 利 益		326,678
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		326,678

# 連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から  
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	340,594	315,377	530,383	△66,443	1,119,911
当期変動額					
新株の発行	13,421	13,421			26,843
親会社株主に帰属する当期純利益			326,678		326,678
自己株式の取得				△24,905	△24,905
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	13,421	13,421	326,678	△24,905	328,615
当期末残高	354,015	328,798	857,061	△91,349	1,448,527

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	1,119,911
当期変動額		
新株の発行		26,843
親会社株主に帰属する当期純利益		326,678
自己株式の取得		△24,905
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27,021	27,021
当期変動額合計	27,021	355,637
当期末残高	27,021	1,475,548

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

株式会社ブロードバンドコネクション

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称

第9回新株予約権信託

・連結の範囲から除いた理由

第9回新株予約権信託は、小規模であり、純資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した会社の状況

該当事項はありません。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称

第9回新株予約権信託

・持分法を適用しない理由

第9回新株予約権信託は、小規模であり、純資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

当連結会計年度より、連結子会社の株式会社ブロードバンドコネクションは決算日を6月30日から8月31日に変更しております。

この決算日の変更に伴い、当連結会計年度において、当該連結子会社については、2022年7月1日から2023年8月31日をまでの14か月間を連結対象期間としております。

なお、決算日を変更した連結子会社の2023年7月1日から2023年8月31日までの損益については、連結損益計算書を通して調整する方法を採用しており、同期間の売上高は264,149千円、経常利益は10,139千円、税金等調整前当期純利益は10,139千円であります。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～18年
工具器具及び備品	3～15年

###### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、顧客関連資産及びその他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産	9～11年
その他の無形資産	5～10年

### (3)重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (4)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却を行っております。

### (5)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループは、消費活動が活発になる新生活マーケットをメインターゲットとし、顧客と直接コミュニケーションがとれるインサイドセールス(電話、Web会議、メール等を活用した内勤型の営業活動)を軸に事業を展開しております。

#### ①自社サービス(ストック型収益)の計上基準

自社サービスにおける主な履行義務は、顧客が現にサービスの利用を開始することができるのでその利益を享受することができる状態にすることであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、顧客が現にサービスの利用を開始することができるのでその利益を享受することができる状態になった時点を起算点とし、契約が継続する期間に対応して収益を認識しております。

#### ②他社サービス(フロー型収益)の計上基準

他社サービスの主な履行義務は、当社が上位店等に対して契約を媒介することであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当社が上位店等に対して契約を媒介をした時点で収益を認識しております。

#### ③返金負債の計上基準

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。なお、返金見込額については収益からその金額を控除しております。

#### ④本人代理人について

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

### (6)重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「助成金収入」及び「受取遅延損害金」、「利子補給金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じた収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	自社サービス （ストック型 収益）	他社サービス （フロー型収 益）	合計
一時点で移転されるサービス	－	5,422,759	5,422,759
一定の期間にわたり移転されるサービス	4,004,056	－	4,004,056
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	4,004,056	5,422,759	9,426,815

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「2. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### （1）返金負債の残高等

当社グループでは、契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。なお、返金見込額については収益からその金額を控除しております。

また、顧客との契約から生じた返金負債の残高は以下のとおりです。

（単位：千円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
返金負債	165,936	154,406

#### （2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 返金負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

(単位：千円)

	当連結会計年度
返金負債	154,406

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

##### a. 短期解約に係る返金負債

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる、取引先からの受取手数料の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高に短期解約実績率を乗じて算出した返金見込額を計上しております。

##### b. キャッシュバックに係る返金負債

契約を取り次いだサービスの利用者に対するキャッシュバック見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高にキャッシュバック実績率を乗じて算出した額を計上しております。

#### ②主要な仮定

過去の短期解約実績率は将来の短期解約実績率に、過去のキャッシュバック実績率は将来のキャッシュバック実績率に近似するという仮定のもと、過去の短期解約実績率及びキャッシュバック実績率を用いて返金負債を計算しております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である短期解約実績率及びキャッシュバック実績率は過去の実績率に基づいているため、市場の環境変化等により短期解約実績率及びキャッシュバック実績率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の受取手数料の返金額及びキャッシュバック額に乖離が生じ、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与えることとなります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,798,418株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 301,800株



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に資金計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金等で運用し、また、運転資金を金融機関からの借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が財務経理部と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

勘定科目	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(※1)			
満期保有目的の債券(社債)	43,866	43,866	—
敷金及び保証金 (1年内償還予定含む)	62,843	57,780	△5,063
長期貸付金(1年内回収予定含む) (※2)	200,000	199,347	△652
資産計	306,709	300,994	△5,715
長期借入金(1年内返済予定含む)	678,430	676,106	△2,323
負債計	678,430	676,106	△2,323

※1 市場価格のない株式等については、「投資有価証券」には含めておりません。

償還予定が合理的に見積もれない敷金及び保証金については、「敷金及び保証金」に含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	19,980
敷金及び保証金	2,643

※2 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた39,473千円が含まれております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2023年8月31日）

該当事項はありません。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2023年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券（社債）	—	43,866	—	43,866
敷金及び保証金		57,780		57,780
長期貸付金	—	199,347	—	199,347
資産計	—	300,994	—	300,994
長期借入金	—	676,106	—	676,106
負債計	—	676,106	—	676,106

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債等の適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金（1年内回収予定含む）

これらの時価は、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年内回収予定の長期貸付金を含めた金額を記載しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

## 企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な処理の確定)

2022年7月1日に取得した株式会社ブロードバンドコネクションの取得原価の配分について、前連結会計年度では暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額22,691千円は、取得原価の配分額の確定により5,064千円減少し、17,626千円となりました。のれんの減少は、無形固定資産の顧客関連資産が7,699千円増加、繰延税金負債が2,634千円増加したことによるものです。

(共通支配下の取引等)

連結子会社の吸収合併

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

当事企業の名称 株式会社ラストワンマイル

事業内容 サービス業

(吸収合併消滅会社)

当事企業の名称 株式会社まるっとチェンジ

事業内容 サービス業

当事企業の名称 株式会社ITサポート

事業内容 サービス業

#### (2) 企業結合日

2022年9月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートを吸収合併消滅会社とする吸収合併

#### (4) 結合後企業の名称

株式会社ラストワンマイル

#### (5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける組織効率の向上を目的として本合併を行いました。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	534.84円
1 株当たり当期純利益	121.44円

## 重要な後発事象に関する注記

### (株式取得による企業結合)

当社は、2023年7月19日開催の取締役会において、株式会社キャリア（以下「キャリア社」といいます。）の発行済株式の全部を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2023年9月1日に全株式を取得いたしました。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社キャリア
事業の内容	光コラボレーションモデル等のインターネットサービスの販売・卸売事業

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、インサイドセールスセンターを活用し、電気、ガス、宅配水、インターネットなどの生活に関わるインフラサービスを、新生活を始めるタイミングに、顧客に対して販売する「ラストワンマイル事業」をメイン事業としております。現在、当社グループは池袋本社、福岡営業所の2拠点と、子会社である株式会社ブロードバンドコネクションがある北海道の3拠点でインサイドセールスセンターを運営しております。この度、当社グループに参画するキャリア社は、北海道で光コラボレーションモデル等のインターネットサービスの販売・卸売事業を運営しており、当該株式取得により、キャリア社が保有するノウハウとの事業シナジー、サービス提供エリア・顧客層の拡大が見込め、お互いの業容拡大並びにストック型収益の拡大を推進することができると考え、この度の株式取得を決定いたしました。

#### (3) 企業結合日

2023年9月1日(株式取得日)

#### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

#### (6) 取得した議決権の比率

100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式会社キャリアの株式を取得したことによるものです。

### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	505,000千円
取得原価		505,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザー費用等 2,000千円
4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定していません。
5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定していません。

# 貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,391,907</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,355,436</b>
現金及び預金	1,031,805	短期借入金	25,000
売掛金	1,311,733	1年内返済予定の長期借入金	268,107
商品	4,575	未払金	693,257
貯蔵品	3,397	未払費用	158,203
前払費用	33,825	未払法人税等	12,032
未収入金	10,585	前受金	15,469
その他	25,005	預り金	22,078
貸倒引当金	△29,018	その他	161,288
<b>固定資産</b>	<b>649,916</b>	<b>固定負債</b>	<b>423,818</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>73,161</b>	長期借入金	403,683
建物附属設備	76,071	資産除去債務	20,135
工具、器具及び備品	38,029	<b>負債合計</b>	<b>1,779,255</b>
建設仮勘定	8,283	<b>(純資産の部)</b>	
減価償却累計額	△49,222	<b>株主資本</b>	<b>1,235,546</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>89,519</b>	資本金	354,015
商標権	4,279	資本剰余金	349,972
顧客関連資産	85,239	資本準備金	316,570
<b>投資その他の資産</b>	<b>487,236</b>	その他資本剰余金	33,402
投資有価証券	19,980	<b>利益剰余金</b>	<b>622,907</b>
子会社株式	302,510	利益準備金	7,800
出資金	10	その他利益剰余金	615,107
敷金及び保証金	62,615	繰越利益剰余金	615,107
長期前払費用	6,246	<b>自己株式</b>	<b>△91,349</b>
繰延税金資産	95,873	<b>新株予約権</b>	<b>27,021</b>
破産更生債権等	0	<b>純資産合計</b>	<b>1,262,568</b>
貸倒引当金	△0	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,041,823</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,041,823</b>		

# 損益計算書

(2022年9月1日から  
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,884,953
売上原価		3,407,060
売上総利益		5,477,892
販売費及び一般管理費		5,397,049
営業利益		80,842
営業外収益		
受取利息	11	
償却債権取立益	1,865	
遅延損害金	1,504	
ポイント収入額	1,629	
貸倒引当金戻入額	120,000	
その他	3,380	128,392
営業外費用		
支払利息	6,996	6,996
経常利益		202,238
特別損失		
固定資産除売却損	3,724	
抱合株式消滅差損	149,992	153,717
税引前当期純利益		48,521
法人税、住民税及び事業税	13,413	
法人税等調整額	△62,178	△48,764
当期純利益		97,285

# 株主資本等変動計算書

( 2022年9月1日から  
2023年8月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	340,594	303,148	33,402	336,550	7,800	517,821
当期変動額						
新株の発行	13,421	13,421		13,421		
当期純利益						97,285
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	13,421	13,421	—	13,421	—	97,285
当期末残高	354,015	316,570	33,402	349,972	7,800	615,107

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	525,621	△66,443	1,136,323	—	1,136,323
当期変動額					
新株の発行			26,843		26,843
当期純利益	97,285		97,285		97,285
自己株式の取得		△24,905	△24,905		△24,905
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				27,021	27,021
当期変動額合計	97,285	△24,905	99,223	27,021	126,244
当期末残高	622,907	△91,349	1,235,546	27,021	1,262,568



## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、顧客関連資産及びその他無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 11年

その他の無形資産 10年

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却を行っております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該

履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、消費活動が活発になる新生活マーケットをメインターゲットとし、顧客と直接コミュニケーションがとれるインサイドセールス（電話、Web会議、メール等を活用した内勤型の営業活動）を主軸に事業を展開しております。

①自社サービス（ストック型収益）の計上基準

自社サービスにおける主な履行義務は、顧客が現にサービスの利用を開始することができる状態にすることができる状態にすることであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、顧客が現にサービスの利用を開始することができる状態にすることができる状態になった時点を起算点とし、契約が継続する期間に対応して収益を認識しております。

②他社サービス（フロー型収益）の計上基準

他社サービスの主な履行義務は、当社が上位店等に対して契約を媒介することであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当社が上位店等に対して契約を媒介した時点で収益を認識しております。

③返金負債の計上基準

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。なお、返金見込額については収益からその金額を控除しております。

④本人代理人について

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

## 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」（前事業年度165千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「遅延損害金」（前事業年度1,712千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

## 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 返金負債（流動負債「その他」）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

	当事業年度
返金負債（流動負債「その他」）	146,831

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

##### a. 短期解約に係る返金負債

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる、取引先からの受取手数料の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高に短期解約実績率を乗じて算出した返金見込額を計上しております。

##### b. キャッシュバックに係る返金負債

契約を取り次いだサービスの利用者に対するキャッシュバック見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高にキャッシュバック実績率を乗じて算出した額を計上しております。

#### ②主要な仮定

過去の短期解約実績率は将来の短期解約実績率に、過去のキャッシュバック実績率は将来のキャッシュバック実績率に近似するという仮定のもと、過去の短期解約実績率及びキャッシュバック実績率を用いて返金負債を計算しております。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である短期解約実績率及びキャッシュバック実績率は過去の実績率に基づいているため、市場の環境変化等により短期解約実績率及びキャッシュバック実績率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の受取手数料の返金額及びキャッシュバック額に乖離が生じ、翌事業年度以降の計算書類に影響を与えることとなります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 90,072株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、返金負債、貸倒引当金、資産除去債務であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、顧客関連資産、資産除去債務であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### 2. 子会社

該当事項はありません。

### 3. 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	プレミアムウォーター株式会社	東京都渋谷区	300,000	ミネラルウォーター等の製造販売	-	役務の提供商品の仕入	役務の提供	1,279,437	売掛金	159,919
							商品の仕入	1,216,220	未払金	123,174

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 上記会社との取引について、価格その他の取引条件は、一般的な取引条件で行っております。

### 4. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
主要株主(個人)	清水望	-	-	-	(被所有)直接4.48%	当社の株主(前代表取締役)	自己株式の取得	24,660	-	-

(注) 1. 清水望氏は、2022年11月25日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長を退任しております。

2. 自己株式の取得は、2022年11月25日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、2022年11月24日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の普通取引の終値にて取得しております。

3. 清水望氏は、株式会社プレミアムウォーターホールディングスが2023年2月17日から実施していた当社株式に対する公開買付けに応募した結果、2023年3月27日付けで当社株式の所有割合が10%未満となり、関連当事者には該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引を記載しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	456.20円
1株当たり当期純利益	36.17円

## 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による企業結合)

当社は、2023年7月19日開催の取締役会において、株式会社キャリア（以下「キャリア社」といいます。）の発行済株式の全部を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2023年9月1日に全株式を取得いたしました。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社キャリア
事業の内容	光コラボレーションモデル等のインターネットサービスの販売・卸売事業

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、インサイドセールスセンターを活用し、電気、ガス、宅配水、インターネットなどの生活に関わるインフラサービスを、新生活を始めるタイミングに、顧客に対して販売する「ラストワンマイル事業」をメイン事業としております。現在、当社グループは池袋本社、福岡営業所の2拠点と、子会社である株式会社ブロードバンドコネクションがある北海道の3拠点でインサイドセールスセンターを運営しております。この度、当社グループに参画するキャリア社は、北海道で光コラボレーションモデル等のインターネットサービスの販売・卸売事業を運営しており、当該株式取得により、キャリア社が保有するノウハウとの事業シナジー、サービス提供エリア・顧客層の拡大が見込め、お互いの業容拡大並びにストック型収益の拡大を推進することができると考え、この度の株式取得を決定いたしました。

#### (3) 企業結合日

2023年9月1日(株式取得日)

#### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

#### (6) 取得した議決権の比率

100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式会社キャリアの株式を取得したことによるものです。

### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	505,000千円
取得原価		505,000千円

### 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	2,000千円
-----------	---------

### 4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳現時点では確定しておりません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

株式会社ラストワンマイル  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラストワンマイルの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラストワンマイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

株式会社ラストワンマイル  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 相尾 拓郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラストワンマイルの2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)」を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月25日

株式会社ラストワンマイル 監査役会

常勤監査役  
(社外)

小 川 具 春 印

監査役  
(社外)

尾 崎 充 印

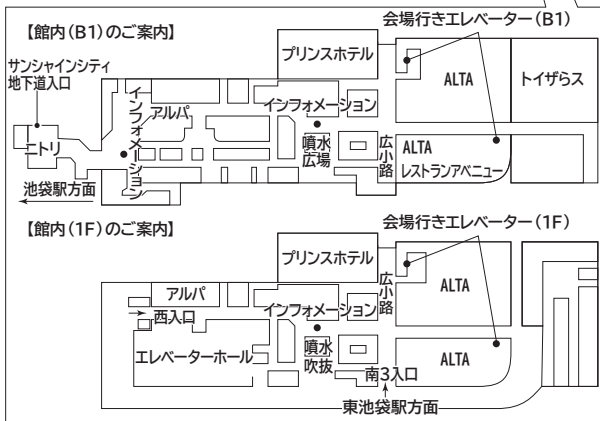
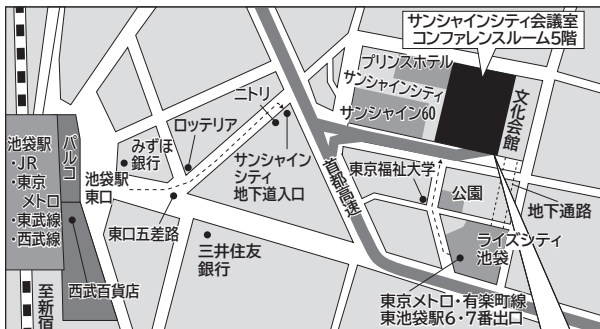
監査役  
(社外)

石 上 麟太郎 印

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区東池袋三丁目1番  
サンシャインシティ会議室・コンファレンスルーム5階  
コンファレンスルーム Room 8・Room 9  
TEL 03-3989-3470



交 通 池袋駅東口

J R (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)  
地下鉄 (丸ノ内線、有楽町線・副都心線)  
西武池袋線、東武東上線から徒歩15分  
東池袋駅  
地下鉄 (有楽町線) から徒歩8分